

保護者様

中央区立阪本小学校長

出席停止について

年 組 氏名

お子さんが、下記の病気になった場合、学校保健安全法の定めるとおり出席停止になります。完全に治るまで登校(園)を見合わせてください。出席停止の期間については症状により異なります。登校(園)の際に、必ず医師の診断を受け、下記の登校(園)許可証明書を学校へ提出してください。

出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則)	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がか皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
その他の感染症	病気によって異なるが、症状の回復後、全身状態が安定するまで

※その他の感染症とは溶連菌感染症、感染性胃腸炎、手足口病など

※出席停止措置の期間は、欠席扱いにはなりません。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は登校許可証明書が不要です。出席停止期間は登校を見合わせてください。

インフルエンザ(発症した後5日、かつ、解熱した後2日を経過するまで)

新型コロナウイルス感染症(発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで)

登校(園)許可証明書

中央区立阪本小学校

年 組 氏名

上記の園児・児童・生徒は 月 日より、登校(園)をしてよいことを証明します

病名()

令和 年 月 日

医療機関名

医師名